

令和元年度

西部センター

運営協力委員会

日時：令和元. 5. 22 (水) 19:30～

場所：西部センター 集会室

西部センター

TEL 22-0693

天神崎 11番19号

FAX 81-0391

令和元年度 西部センター及びデイサービス事業、運営協力委員会 次第

日時：令和元年5月22日（水） 午後7時30分

場所：西部センター 2階 集会室

1. 開 会

2. 委員ならびに職員の紹介

3. 議 事

- ① 委員長・副委員長の選任
(委員長・副委員長あいさつ)
- ② 平成30年度 西部センター事業報告
- ③ 令和元年度 西部センター事業計画（案）

4. その他

5. 閉 会

西部センターの概要



建物の概要

名 称	田辺市立西部センター
所 在 地	田辺市天神崎 11番19号
新館竣工年月日	昭和62年3月20日（旧館は昭和37年建設）
構 造	鉄筋コンクリート造二階建
総 事 業 費	135,446,000円
敷 地 面 積	882.89平方メートル
建 物 面 積	500.00平方メートル
部 屋 の 配 置	1階 事務室・相談室 2階 集会室・会議室・和室

西部センター・デイサービスセンターの概要



建物の概要

名 称	田辺市立西部センター・デイサービスセンター
所 在 地	田辺市天神崎1番39号
設 置 年 月 日	平成9年6月9日 (竣工日 平成9年3月31日)
構 造	鉄骨造二階建
建 物 面 積	143.00平方メートル
総 事 業 費	31,106,000円

備品一覧

品 名	規 格 等	購入年月日	数 量
電位治療器	ヘルストロン(HEF-K9000)	H5.6.10	1 ※一式6座
全身マッサージ機	ロイヤルコスモ インフラローラー	H22.5.7	1
マッサージチェア	パナソニック リアルプロ(EPMA70)	H25.5.15	1
〃	パナソニック リアルプロ(EPMPO46)	H27.4.27	1
〃	パナソニック リアルプロ(EPMPO46)	H28.4.18	1
足裏マッサージ機	ニューフットウェル(MD-1800S)	H17.12.12	1
〃	ニューフットウェル(MD-1800S)	H28.12.15	1 ※故障買替
〃	ニューフットウェル(MD-1800S)	H28.12.15	1 ※故障買替
全自動血圧計	オムロン HEM-906	H20.5.22	1
テレビ	パナソニック 液晶ビエラ(TH-L50E60)	H26.4.24	1
健康ぶら下がり器	TOEI ライト(H-508)	S62.3.31	1
手すり	ツインディ(F1189-226)	H31.4.5	1

田辺市立西部センター及びデイサービス事業運営協力委員会会則

平成 20 年 6 月 17 日 会則

(趣旨)

第1条 この会則は、西部センター運営協力委員会及びデイサービス事業運営協力委員会について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本委員会は田辺市立西部センター及びデイサービス事業運営協力委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第3条 委員会は、田辺市立西部センター及びデイサービス事業の円滑な運営を図るため、必要な意見を述べることを目的とする。

(組織)

第4条 委員会は、市長が委嘱する 30 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長 2 人以内を置く。ただし、副委員会において必要があると認めたときは、これを増員することができる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は必要に応じ開催する。

2 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(参与)

第8条 委員会に参与を置くことができる

2 参与は会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、田辺市立西部センターにおいて処理する。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は会議において決定する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 20 年 6 月 17 日から施行する。

(旧会則の廃止)

2 田辺市立西部センター及びデイサービス事業運営協力委員会会則（昭和 38 年 9 月 12 日、平成 17 年 5 月 1 日）は、廃止する。

(経過措置)

3 この会則の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、第 5 条本文の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

西部センター事業の概要

西部センターは、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行ってています。

1. 相談事業

生活上の相談や人権に関わる相談に応じ、適切な助言等を行う事業

- ・職員による一次対応及び関係機関への調整等
- ・西牟婁振興局企画産業課の相談員による職業相談等

2. 地域福祉事業

地域福祉のため、地域の実情に応じ実施する事業及び隣保館デイサービス事業

- ・町内会、西部公民館等の各種地域団体との協力事業
- ・隣保館デイサービス事業（高齢者及び障害者等が自主的に、日常生活訓練等を行うことにより、自立を助長し生きがいを高めることを目的とする事業。健康機器による機能回復訓練、歩行訓練等を行う日常生活訓練や、保健師・看護師による健康相談、健康体操教室、健康講座等を実施）

3. 啓発及び広報活動事業

広く人権に関する理解を深めるため、西部センターだよりの発行や人権教育講演会の開催等、地域ぐるみでの啓発・広報活動を行う事業

- ・西部センターだよりの発行や求人情報の提供等
- ・人権教育講演会、人権学習会等の開催、人権に関する広報物の掲示等

4. 地域交流事業

各種教養文化教室、クラブ活動、親睦スポーツ大会等の開催により、住民の交流を図る事業

5. 社会調査及び研究事業

地域住民の生活状況を知り、その課題解決を図るため必要な取り組みを研究する事業

6. その他事業

会議等のための、センターの貸し館等

